

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための職員の出勤抑制の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図る観点から、下記のとおり、テレワーク（在宅勤務）の利用や休暇の取得等により、本日 4 月 8 日（水）から当面の間、全体として 2 割以上の職員が職場に出勤していない状況となるよう、職員の出勤抑制を実施する。

なお、状況によっては、今後さらなる出勤抑制を行う事態や危機対応部署等への応援体制の構築も想定されることから、引き続き業務の実施体制の検討を進める。

記

1 実施期間

4 月 8 日（水）から当面の間

2 対象者

新型コロナウイルス感染症など危機事象に対応する職員を除く全職員

3 職場に出勤しない職員（休暇取得者等を除く。）に従事させる業務

- (1) 庁内 LAN の庁外アクセス機能を使用したテレワーク業務
- (2) 個人情報・機密情報を含まない資料作成や、紙媒体の資料を用いた業務知識の習得等（庁内パソコンの持ち帰りも可能とする。）